

新潟市公告 第 37 号

新潟市西区地域の農業の振興に関する計画の策定について

新潟市西区地域の農業の振興に関する計画を策定するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ロの規定により公告し、当該計画の案を次により縦覧に供する。

新潟市の住民は、当該計画の案について令和 7 年 2 月 28 日までに市に意見書を提出できる。

令和 7 年 1 月 29 日

新潟市長 中原 八



1 計画の案の縦覧期間

自 令和 7 年 1 月 29 日
至 令和 7 年 2 月 28 日

2 計画案の縦覧場所

新潟市役所

農林水産部	農林政策課	(新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地)
北区役所	産業振興課	(新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 14 号)
江南区役所	産業振興課	(新潟市江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号)
秋葉区役所	産業振興課	(新潟市秋葉区程島 2009 番地)
南区役所	産業振興課	(新潟市南区白根 1235 番地)
西区役所	農政商工課	(新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号)
西蒲区役所	産業観光課	(新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1)

3 意見書の提出

意見書の提出に当たっては、計画の案の縦覧場所に備え付けの「新潟市西区地域の農業の振興に関する計画の案に対する意見書の提出について」によること。

新潟市西区地域の農業の振興に関する計画の案に対する意見書の提出について

新潟市公告第 37 号で公告の、新潟市西区地域の農業の振興に関する計画の案について、新潟市の住民は、令和 7 年 2 月 28 日までに、下記により意見書を提出することができます。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

農林水産部 農林政策課 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地

TEL 025-228-1000 (内線 31767)

FAX 025-226-0021

E-mail nosei@city.niigata.lg.jp

西区役所 農政商工課 新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号

TEL 025-268-1000 (内線 7610)

FAX 025-269-1660

E-mail nosei.w@city.niigata.lg.jp

※ 上記電話番号は問い合わせ用であり、電話による提出はできません。

2 意見書の提出にあたっての注意事項

(1) 提出方法

1 の窓口への持参又は郵便，電子メール，ファクシミリのいずれかの書面化できる方法によることとし，電話での意見は受け付けません。

(2) 意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

(3) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは，住所，氏名，職業を，法人が意見書を提出するときは，法人名，代表者名，事務所の所在地を記載してください。

(4) 意見書の公表

提出された意見書は，公表する場合があります。ただし，特定の個人が識別しうる個人情報，財産権等を害する恐れがあるなどのときは，公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(5) その他

新潟市西区地域の農業の振興に関する計画の案以外に対して意見書の提出はできません。